

産業競争力強化法に基づく吹田市創業支援等事業計画 (令和元年度(2019年度)～令和7年度(2025年度)) について

I 吹田市創業支援等事業計画(令和元年度～令和7年度)

(I) 概要

市町村は、産業競争力強化法に基づき、地域の創業支援等事業者と連携して行う創業支援等事業について、「創業支援等事業計画」を定め、国の認定を受けることができる。

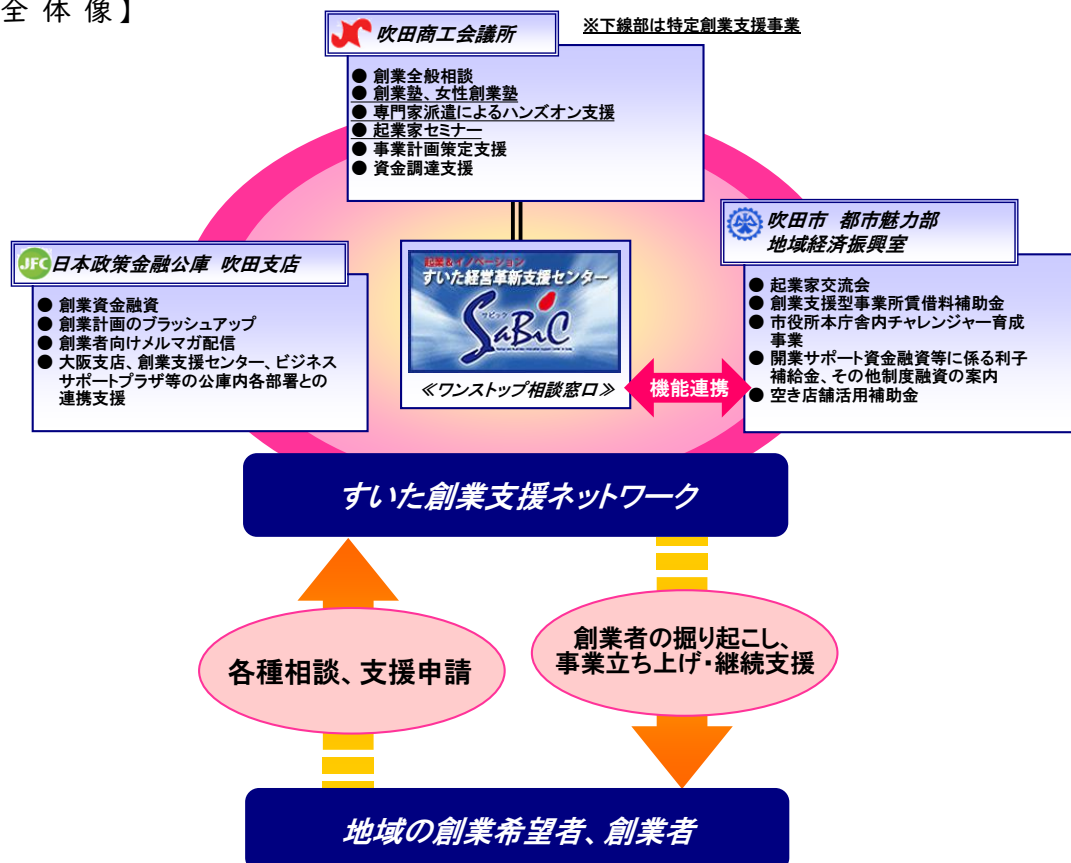
吹田市においては、平成26年(2014年)に、本計画の策定に当たり、市内創業者に対する支援体制を強化するため、吹田市、吹田商工会議所及び日本政策金融公庫吹田支店の連携による「すいた創業支援ネットワーク」を構築した。

このネットワークを強化するため、本計画において、吹田商工会議所を創業支援等事業者として位置付け、創業者に対するワンストップ相談窓口をはじめとする様々な創業支援等事業を実施している。

【計画期間】

令和元年(2019年)6月12日～令和8年(2026年)3月31日(7年度間)

【全体像】



(2) 目標

- ア 創業支援対象者数：496 人/年（7 年度間で 3,472 人）
- イ 創業者数 ： 80 人/年（7 年度間で 560 人）

2 特定創業支援等事業

(1) 概要

計画の中で、「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」の4項目に関する知識の習得を目的として実施するものを「特定創業支援等事業」と位置付けている。

吹田市では、吹田商工会議所が実施する「創業塾」、吹田商工会議所と男女共同参画センターが共同で実施する「女性創業塾」を特定創業支援等事業とし、受講者には、創業時に様々な支援措置が受けられるというメリットがある。

(2) 支援措置

- ア 会社設立時の登録免許税の軽減（吹田市内で創業の場合）
- イ 創業関連保証の特例
- ウ 日本政策金融公庫の新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ
- エ 小規模事業者持続化補助金（創業枠）の申請要件充足